

高田区地域協議会の第3期（4年間）の活動報告（令和2年3月2日現在）

1. 会議開催回数

委員の任期 平成28年4月29日～令和2年4月28日

年度	総会議数	内訳：種類別（協議・報告回数）[延べ]				
		自主的 審議事項	地域課題の 洗い出し	諮問事項	地域活動 支援事業	行政からの 報告
平成28年度	14回	2	2	16	13	7
平成29年度	15回	22	0	8	11	11
平成30年度	13回	17	4	3	10	2
令和元年度	12回	4	0	9	10	6
合計	54回	45	6	36	44	26

2. 自主的審議事項

自主的審議事項は地域の課題などを議題に、地域協議会が自主的に話し合う案件のことをいいます。話し合いの結果、地域で対応できないものは、市政運営の中で実現を求めるため、市に意見書という形で伝えることもできます。

【自主的審議事項】・・・5件

- (1) 雁木整備事業補助金制度の充実を求めることについて（平成29年2月21日提案）
- (2) 高田公園周辺の雨水排水対策について（平成29年6月12日提案）
- (3) 上越地域医療センター病院の改築について（平成29年8月25日提案）
- (4) 雁木の保存を考えたまちづくりについて（平成30年5月21日提案）
- (5) 買い物弱者の発生・増加と中心市街地の衰退について（平成30年10月15日提案）

※詳細は別紙1を参照

3. 諮問事項

諮問事項は、区内の重要な公共施設の設置・廃止などについて、市から意見を求められたとき、「住民生活にどのような影響があるか」という観点で話し合う案件のことをいいます。話し合いの結果は、市長へ回答することになっています。

【諮問事項】・・・13件

- (1) 高田公園ソフトボール場の廃止について（平成28年10月5日諮問）
- (2) 北本町保育園の移転について（平成28年12月6日諮問）
- (3) 上越市営住宅六ノ辻住宅の廃止について（平成28年12月9日諮問）
- (4) （仮称）厚生産業会館の管理の在り方について（平成29年2月1日諮問）
- (5) 小林古径記念美術館の移転について（平成29年2月8日諮問）
- (6) （仮称）町家シェアハウスの設置について（平成29年2月9日諮問）
- (7) （仮称）旧第四銀行高田支店の設置について（平成29年9月7日諮問）
- (8) 高田駅前コミュニティルームの廃止について（平成29年10月5日諮問）
- (9) （仮称）旧第四銀行高田支店の管理の在り方について（平成30年2月1日諮問）
- (10) （仮称）100年映画館周辺交流広場の設置について（平成31年1月16日諮問）
- (11) （仮称）旧今井染物屋の設置について（令和元年9月9日諮問）
- (12) 旧師団長官舎の管理の在り方について（令和元年9月9日諮問）
- (13) （仮称）100年映画館周辺交流広場の管理の在り方について（令和元年9月9日諮問）

※詳細は別紙2を参照

4. 地域活動支援事業の審査・採択

地域協議会は、課題解決に向け優先すべき事業等を協議して採択方針や審査方法を定め、提案された事業の審査・採択を行います。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	1,250万円	1,250万円	1,240万円	1,240万円
提案件数 (補助金希望額)	22件 (1,619万円)	22件 (1,285万4千円)	27件 (1,592万9千円)	30件 (1,733万8千円)
採択件数 (補助金額)	16件 (1,240万7千円)	21件 (1,214万6千円)	19件 (1,212万7千円)	21件 (1,224万4千円)

【採択方針や審査方法に関する主な協議経過】

- ・提案団体の自立化と新規提案団体の参入を促すため、令和元年度の事業が平成30年度と比較し、同一事業と判断した場合は「継続事業」とし、補助金希望額から一定の割合で減額することにした（令和元年度から）
- ・提案団体自らが継続事業かどうかを判断するための調査票を新設（令和元年度から）

5. 意見交換会

自主的審議事項などの議論の参考にするため、地域の各種団体や様々な年代の方を対象に意見交換会を実施することができます。

【意見交換会】・・・1回

実施年月日	テーマ	参加者	結果
平成31年1月16日	高田区内における買い物弱者の現状について	高田区内で活動する福祉関係者（6人）及び店舗経営等関係者（2人）	高田区内で実際に買い物弱者と言われる立場に置かれている方がどのくらいいて、どのようなことに困っているかの現状について意見交換し、自主的審議事項の参考とした。

6. 地域協議会だよりの発行

地域協議会の活動状況を地域の皆さんに広く周知するため、地域協議会だよりを発行し全戸配布しました。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発行回数	4回	4回	4回	4回

【令和元年度の主な掲載記事】

- (1) 高田公園の名称変更等に関する協議 [令和元年7月15日号、令和2年1月15日号]
- (2) 雁木の保存に関する勉強会・ハザードマップに関する説明会の実施 [令和元年10月15日号]
- (3) 諮問事項の審議、答申及び市からの説明 [令和元年10月15日号、令和2年1月15日号]
- (4) 行政からの報告事項（公の施設の使用料改定など） [令和2年1月15日号]

高田区における自主的審議事項

別紙 1

件名	地域の課題	協議内容、実績	市へ提出した意見書（要旨）	左記意見書に対する市の回答（要旨）
<p>(1) 雁木整備事業補助金制度の充実を求めることについて (H29. 2. 21 提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 近年、高田の雁木は櫛の歯が抜けるように減少している。 市の雁木整備事業補助金制度の補助対象者になるために必要な「地域協定の締結」、「原則全員の合意」などがネックとなり、補助対象者になれず雁木を設置しない事例が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 雁木の保存・活用、減少を少しでも抑えるための方策を検討する。 一つの方法として、雁木整備事業補助金制度の「雁木の保存・活用地域の指定」の要件緩和を協議する。 <p>H29. 4. 17</p> <ul style="list-style-type: none"> 市担当課から説明を受ける。 <p>H29. 8. 22</p> <ul style="list-style-type: none"> 市へ意見書を提出 <p>H29. 10. 11</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見書に対する市の回答 	<p>雁木整備事業補助金制度の改善により、積極的な雁木保存や活用に取り組んでいくことが喫緊の課題であると考え提案する。</p> <p>①雁木整備事業補助金制度の補助金交付要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の任意協定に必要な「関係者全員の同意」要件を廃止し、希望する市民が個々に補助金を受けられるよう提案する。 <p>②交付申請書類の提出期間を定めないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月中旬から3週間程度としている期間を改め、年間を通じて随時受け付けるよう提案する。 	<p>①補助金交付要件の緩和について</p> <ul style="list-style-type: none"> この地域協定に定めた地域には、個人の所有物であっても補助率1/2、補助限度額40万円の多額の支援、固定資産税の減免もしている。 また、地域協定がない地域では市の住宅リフォーム促進事業補助制度を利用して雁木を整備できることから、地域協定を結んでいない地区の個人が補助を受けられるように変更することは考えていない。 なお、不在地主や所有者不明の建物が増加している状況もあるため、全員の同意を必要とする要件の緩和について検討していきたい。 <p>②提出期間を定めないことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協定に定めた地域対象に制度利用の意向を伺い予算措置をして、早期に着手できるよう案内している。 期間内の応募によって予算額に達しなかった場合は、再度周知し、随時申請を受け付けている。
<p>(2) 高田公園周辺の雨水排水対策について (H29. 6. 12 提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年7月26日からの激しい雨で、高田公園の外堀周辺（西城2、北城2、東城3）では冠水被害が発生した。 過去にも冠水があったことから近隣住民から要望が出されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 外堀周辺地域の治水対策、水戸の川の排水能力等について、現状把握する。 抜本的な治水対策の必要性を検討し、その対策を働き掛ける。 <p>H29. 8. 21</p> <ul style="list-style-type: none"> 市担当課から説明を受ける。 <p>H29. 10. 2</p> <ul style="list-style-type: none"> 水戸の川排水機場等を現地視察 <p>H30. 3. 20</p> <ul style="list-style-type: none"> 市へ意見書を提出 <p>H30. 4. 19</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見書に対する市の回答 	<p>激しい降雨により、外堀及び水戸の川からの溢水や樋門閉鎖による雨水幹線の逆流などによる内水浸水被害が発生している。この課題を解決するため提案する。</p> <p>①現在市が取り組む雨水管理総合計画の策定を急ぎ、当該地域の雨水を確実に排水するための雨水幹線を早急に整備すること。</p> <p>②今後の豪雨による関川の水位上昇に備え、国土交通省に対し、排水能力毎秒1トンの排水ポンプが現在2基設置されている水戸の川排水機場に、3基目の排水ポンプを早急に設置するよう強く働き掛けること。</p>	<p>①市では雨水管理総合計画を平成29年度及び30年度で策定するよう作業をすすめている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水幹線の整備は、計画で定めた優先順位に基づき進めていく。 整備には多くの年月と費用がかかることから、既存水路の有効活用や排水区を見直すなど、効率的な整備を進め、少しでも早く、多くの地域の雨水幹線の整備が完了するよう努める。 <p>②市では数回、国土交通省高田河川国道事務所にポンプの増設を要望したが、「早急に増設する考えはない」との回答であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路冠水や床下浸水等が発生していることから、今後も浸水被害の軽減に向けて排水ポンプの増強を働き掛けていく
<p>(3) 上越地域医療センター病院の改築について (H29. 8. 25 提案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化のために改築する計画があるが、他区を含め建築場所の検討が進められている。 高田区は、近年スーパーの撤退や県立中央病院の新道区移転などにより、買い物難民に加え、医療難民を生むことになりかねない。 	<ul style="list-style-type: none"> 高田区に設置されている公的医療機関の上越地域医療センター病院（センター病院）の高田区住民にとっての必要性を協議する。 <p>H29. 9. 25</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地での改築を求める町内会から意見聴取 <p>H29. 10. 16</p> <ul style="list-style-type: none"> 市担当課から説明を受ける。 <p>H29. 11. 2</p> <ul style="list-style-type: none"> 市へ意見書を提出 <p>H29. 11. 16</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見書に対する市の回答 	<p>センター病院は、現在地において改築し、引き続き地域住民とともに歩むよう提案する。 (提案理由抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> センター病院は明治41年に創設され、地域住民は100年以上にわたりこの病院を受け入れ、ともに歩んできた。 地域の祭りに病院も参加するなど信頼関係ができており、地域で病院を支えることが地域住民の安心につながっている。 市の調べでは、病院の地域別患者実績は高田区の患者が最も多く、平成25年度からの4年間は常に全体の3割を超えている。 回復期、慢性期の病院機能やリハビリテーション機能を持つセンター病院は、人口が多い高田区でこそ大きな役割を果たすと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 市では、センター病院の改築に向けた取組を進めるため「基本構想策定委員会」を設置した。 同委員会では、診療科目や病床規模、医療と介護、福祉との連携などの議論が行われている。 センター病院の建設場所は市民の関心が高く、これまで市に対して2つの地区から要望書が提出されているほか、現在地周辺の15町内会が集めた5千人余の署名と高田地区町内会長協議会から要望書が提出されている。 市では、皆様の思いを重く受け止め、地域の声として策定委員会へ伝える。策定委員会の委員には、こうした思いも十分尊重し、熟議いただきたいと考える。

高田区における自主的審議事項

件名	地域の課題	協議内容、実績	市へ提出した意見書（要旨）	左記意見書に対する市の回答（要旨）
(4) 雁木の保存を考えたまちづくりについて (H30.5.21 提案)	<ul style="list-style-type: none"> 雁木を取り巻く現状は厳しさを増しており、減少を食い止められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 雁木における「現状の問題点(課題)」、「解決するための具体的な方法(対応策)」について検討する。 H30. 5. 21 ・グループ討議 H30. 8. 21 ・市へ意見書を提出 H30. 10. 10 ・意見書に対する市の回答 R1. 8. 19 ・市担当課を交え「雁木の保存に関する勉強会」を開催	高田らしさを生み出す貴重な遺産である雁木を後世に残していくためには、保存に留まらず、雁木の活用も視野に入れたまちづくりを行う必要がある。現状を打開するためには、市の更なる積極的対応がなければ衰退が今後も進むものと危惧しているため解決策を提案する。 ①市がリーダーシップをとり、次のことを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 後世まで残すという市民の機運を高めるため、市として「雁木の保存宣言」を行う。 雁木を今後も保存活用していくために必要な「基本計画」及び「実施計画」を策定する。 雁木の保存に関する明確な目的や制限行為などを記した「規則」の制定。また、形状や大きさ、色彩など、雁木の保存及び景観に関する統一した「ガイドライン」を制定する。 ②市として、雁木が比較的良く残存している地域を重点的に整備し、活用する。 <ul style="list-style-type: none"> 雁木が残存している地域を「モデル地区」または「優良地区」として指定し、財政的支援を含めた整備や活用に必要な諸施策を作成、実施する。 雁木の保存のため、関係町内会等との連携並びに市関係部局の横断的体制により、必要な対応を講じる。 	①「雁木の保存宣言の実施」、「基本計画、実施計画の策定」、「規則の制定等」について <ul style="list-style-type: none"> それぞれの地域の特色や実情のほか、住民の意向を踏まえた上で推進する必要がある、地域ごとにその実態は異なっていることから、地域全体に対しては、市が主導して実施する状況ではないと考えている。 地域と一緒に様々な事情を共有し、どのような取組ができるのか検討するとともに、雁木整備事業の補助対象となっていない地域には、住民の合意に向けた主体的取組の支援に努めていきたい。 ②「モデル地区」や「優良地区」の指定、活用について <ul style="list-style-type: none"> 地方創生の一環として、南本町 3 丁目において、まちづくりと合わせて景観に関する意識啓発に取り組んでおり、その中で「景観色彩ガイドライン」の案を作成し、運用について地域と一緒に検討している。 今後は地域住民や地域の活動団体等の意向を確認しながら重点的な取組が必要な雁木を含めた街並み等の景観や歴史・文化について検討していきたい。
(5) 買い物弱者の発生・増加と中心市街地の衰退について (H30.10.15 提案)	<ul style="list-style-type: none"> 大型店を含む商店等の閉店や移転による中心市街地の空洞化。 高齢者や車を持たない方の生活に支障を来している。 	<ul style="list-style-type: none"> その原因を探りながら、解決策や対応について議論する。 H31. 1. 16 ・高田区における買い物弱者の現状をテーマに、区内で活動する福祉関係者等と意見交換会 H31. 3. 18 ・グループ討議 R1. 5. 20 ・どのような人が「買い物弱者」なのか、対象を特定することが困難であることを理由に本件審議を閉じる。	なし	なし

高田区における諮問事項

別紙 2

件名	市から意見を求められた 諮問内容（要旨）	諮問に対する地域協議会の回答		附帯意見等に対する市の回答（要旨）
		判断	附帯意見等	
(1)高田公園ソフトボール場の廃止について (H28. 10. 5 諮問)	高田公園基本計画及び公の施設の再配置計画に基づき、高田公園ソフトボール場を平成 28 年 12 月 31 日付で廃止する。	適当	・廃止後の整備予定の広場は、観桜会期間中に静かに桜を鑑賞できる憩いの場を来訪者に提供するため、露店の出店を控えるよう願う。	・観桜会期間中の露店は、現在より出店を増やさないとし、整備予定の広場に出店は予定していない。
(2)北本町保育園の移転について (H28. 12. 6 諮問)	将来の保育需要も見据えた適正な規模と良好な保育環境を確保するため、隣接する土橋土地区画整理事業地内に平成 30 年 4 月 1 日付で移転する。	適当	・高田区に隣接する移転先の新保育園周辺でも、送迎車両による事故防止や渋滞解消を図る等、登園児童の安全が確保できるよう配慮願う。	・施設移転後も保護者に対し安全運転の徹底を呼び掛けるとともに、新保育園周辺の交通量に応じて、必要な対策を検討するなど、登園児童の安全が確保できるよう配慮する。
(3)上越市営住宅六ノ辻住宅の廃止について (H28. 12. 9 諮問)	施設の老朽化が激しく耐震性が確保されないことから平成 29 年 3 月 31 日付で廃止する。	適当	なし	なし
(4)（仮称）厚生産業会館の管理の在り方について (H29. 2. 1 諮問)	（仮称）厚生産業会館が平成 29 年 9 月に供用開始する見込みになったことから、施設の管理の在り方（開館時間・休館日）、女性サポートセンターの機能を移転する。	適当	・女性サポートセンター移転の諮問時期が遅かったことから、今後、諮問は早期にするよう求める。 ・管理の在り方に関する諮問では、諮問以外の事項についても議論できるよう、あらかじめ資料等を提示するよう求める。	・今後、諮問は、十分議論できるよう適切な時期に諮問する。 ・諮問以外の事項に関する資料等の提示は、都度、市で判断し適切に対応する。
(5)小林古径記念美術館の移転について (H29. 2. 8 諮問)	隣接する小林古径邸敷地内に移転、整備する。	適当	なし	なし
(6)（仮称）町家シェアハウスの設置について (H29. 2. 9 諮問)	地方創生の取組の一環として、若者と地域で暮らす人々との交流を通じた地域活性化や町家の活用を促進するため、空き家を改修したシェアハウスを設置する。	適当	なし	なし
(7)（仮称）旧第四銀行高田支店の設置について (H29. 9. 7 諮問)	地方創生の取組において、昭和初期の銀行建築の空間の魅力をいかした集会場として、日常的な利用を可能にするための改修を実施し、公の施設とする。	適当	・設置後は、ホールの利活用促進に取り組むとともに、その利活用が商店街のにぎわいづくりに結びつくような手だてを講じるよう願う。	・商店街の賑わい創出に向けた取組を支援するとともに、当施設の積極的な周知・PR に取り組む。
(8)高田駅前コミュニティルームの廃止について (H29. 10. 5 諮問)	近隣に類似施設が整備されたことや利用者数減少の状況を踏まえ、施設を平成 30 年 3 月 31 日付で廃止する。	適当	なし	なし
(9)（仮称）旧第四銀行高田支店の管理の在り方について (H30. 2. 1 諮問)	平成 30 年 4 月に供用を開始する見込みとなったことから、施設の利用時間及び休館日を定める。	適当	なし	なし
(10)（仮称）100 年映画館周辺交流広場の設置について (H31. 1. 16 諮問)	地方創生の取組において、高田小町周辺エリアの拠点性を高め、来訪者の促進と市民や周辺施設利用者等による当エリアの一体的な交流・賑わいを創出するため、交流広場の設置を平成 32 年 4 月に計画している。	適当	・現代まで受け継がれてきた貴重な地域資源である雁木について、交流広場の入口に整備するよう願う。	・雁木の整備について、交流広場の供用開始時点においての設置は予定していない。

高田区における諮問事項

件名	市から意見を求められた 諮問内容（要旨）	諮問に対する地域協議会の回答		附帯意見等に対する市の回答（要旨）
		判断	附帯意見等	
(11) (仮称) 旧今井染物屋の 設置について (R1. 9. 9 諮問)	街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、施設の趣のある空間をいかしつつ、手仕事の体験・工房機能を備えた「地域文化を発信する公の施設」として活用する。	適当	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利便性を高めるため、建物南側の敷地（隣接との間の土地）を裏の駐車場まで行ける通路として整備することを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の改修工事に合わせ、建物南側の敷地（隣接との間の土地）を通路として整備することは考えていない。
(12) 旧師団長官舎の管理の 在り方について (R1. 9. 9 諮問)	街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出を図るため、施設の趣のある空間をいかしつつ、民間事業者によるレストランなどとして活用する。	適当	<p>以下の3点を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内の駐車場が狭いことから、近隣に別の駐車場を確保すること。 施設の開館日は、本町商店街の営業日と連動させるなど、レストランなどの施設利用者を街なかにおける回遊観光の促進と賑わいの創出につなげること。 施設を利活用する事業者を公募する際は、多くの事業者から提案してもらえるよう事業の趣旨等を広く周知し、応募が皆無とならないようにするとともに、事業者の決定に当たっては、継続して経営することが可能な事業者を選ぶこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の既存駐車場の活用などについて、施設の利活用事業者と協議する。 来館者に、商店街や他の施設の情報を提供するなど、施設の利用促進にとどまらず、街なかにおける回遊観光の促進と賑わい創出を図る取組を実施していく。なお、施設の開館日は、施設の利活用事業者と協議していく。 施設の利活用事業者の公募に当たっては、市のホームページ及び広報上越等を活用し、広く周知を行い、2事業者から申込みがあった。施設の利活用事業者については、事業の継続性も考慮し、選定した。
(13) (仮称) 100年映画館周 辺交流広場の管理の在 り方について (R1. 9. 9 諮問)	令和2年3月に供用を開始する見込みとなったことから施設の利用時間及び休場日を定める。	適当	なし	なし